

答申書

1 審査会の結論

審査請求人 ○○○○（以下「審査請求人」という。）が令和 3 年 7 月 8 日に提起した処分庁（○○市福祉事務所長）による、生活保護法に基づく転居費用（修繕費）を支給しないことを決定した処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるという審査庁（山形県知事）の主張は、妥当である。

2 審査関係人の主張の要旨

(1) 審査請求人（審査請求書より）

直前まで支給すると説明していたにもかかわらず、令和 3 年 6 月 28 日の会議で急に修繕費用を支給しないと決定したため、退去したアパートの修繕ができず、不動産会社にも迷惑をかけている。担当者とは細かく連絡を取っていて、全ての費用を支給すると伝えられていた。○○のアパートの修繕費用の支給を求めるとともに、対応の悪徳さに対する処分を求める。

(2) 審査庁

処分庁による本件処分については、違法又は不当とは認められないことから、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により、本件審査請求は棄却されるべきである。

3 審査員意見書の要旨

(1) 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

(2) 審理員意見書の理由

処分庁は、平成 28 年 10 月 17 日から審査請求人に対し生活保護を開始しているが、審査請求人は、令和 3 年 4 月 5 日に○○市に居住実態がないことを認め、○○市に戻る意思はないことを示しており、それに対して、住民基本台帳法に基づき速やかな現在地への住所登録地異動を指示したものである。

また、審査請求人からは 6 月中に引っ越しを行うとの説明があったことから、

6月末までに見積書を提出すれば転居費用については保護費での支給が可能である旨説明していたが、修繕費について見積書の提出が6月末までになかったこと等により支給しないと判断したものであり、こうした処分庁の判断について不当な点があったとまでは認定することができない。

4 調査審議の経過

令和4年3月29日 審査庁からの諮問の受付

令和4年5月12日 調査審議

5 審査会の判断の理由

(1) 本件審査請求における審査の対象となる処分について

審査請求人は審査請求書において、審査請求に係る処分の内容を、①〇〇市から〇〇市に強制で住民票を移された事に関する処分と、②退去費用及び引っ越し費用が出ないとなった事に関する処分としている。

このうち①については、処分庁が住民基本台帳法第22条に基づく住民登録地を異動するよう指示したものであり、住民票を強制して移したという事実は認められないことから、本件審査請求における審査の対象にはならない。

次に②については、審査請求書において、審査請求の趣旨を、〇〇のアパートの修繕費用を出してもらおうこととしており、審査庁からも引っ越し費用については支給されているとの説明がなされていることから、退去費用としてのアパートの修繕費用を支給しなかったことについて審査を行う。

(2) 生活保護の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第26条は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。」と規定している。そして、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け厚生省社会局保護課長通知。）第10の問12の答2は、「保護を廃止すべき場合」について、「(1) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。」と規定している。

また、法第19条は、生活保護における実施機関について、「(前略)、市長(中略)は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。」とし、同条第1項第1号において、「その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者」と規定している。

審査請求人は、令和3年4月、同市に居住実態がないことを認め、戻る意思もないという意向を示したが、転居先において生活保護の受給を希望していなかった。このため、処分庁は、審査請求人の生活保護廃止の時期を、居住実態がないことを確認した時点ではなく、保護を再開する必要がないと認められるよう配慮する必要があるとして、審査請求人の就労先が内定し、〇〇市内のアパートを退去する日を同年6月28日とする引っ越し業者の見積書の提出がなされたことを受けて、同年7月1日とする生活保護の廃止を決定したものである。なお、廃止処分決定後に、審査請求人の都合により、転居日が同年7月7日に変更されたが、この間も〇〇市内での居住実態はなかった。

(3) 修繕費に関する経緯について

「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）」問7-117において、「アパート等賃貸家屋の原状回復については、(中略)、住宅維持費として対応が必要な需要について、あらかじめ敷金として支払っていると解することができる。このため、改めて住宅維持費を適用することはできない。ただし、契約時において敷金を支払っておらず、又は支払った敷金が著しく低額であることにより、転出時に原状回復費用を請求された場合については、次のいずれにも該当する場合に限り、必要最小限度の額を住宅維持費として認定して差し支えない。」とされている。

処分庁は、後段のただし書き以下の規定により、審査請求人については転出時の原状回復費用としてアパートの修繕費を支給できる場合に該当すると認め、支給可能である旨を審査請求人に対し事前に説明し、生活保護廃止前の6月末までに見積書を提出するよう指示していた。これに対し、審査請求人から見積書の提出はなかったことから、修繕費については支給しないことを決定したものである。

(4) 修繕費を支給しないとしたことについて

前述の「生活保護問答集について」において「認定して差し支えない」とされるものであり、必ずしも支給しなければならないものではなく、また、審査請求人は処分庁から示された期日までに見積書を提出しなかった。これに加え、審査請求人は〇〇市内での居住実態がない状態が継続していたこと、審査請求人は就労により、自立した生活が可能になると見込まれることを総合的に考慮すれば、処分庁が、アパートの修繕費について支給しないとした決定については、違法又は不当とまでは言えない。

(5) 結論

以上により、本件審査請求は棄却されるべきであるという審査庁の主張は、妥当である。

山形県行政不服審査会

水 上 進 (会長)

加 藤 静 香

津 川 恵美子

中 沢 秀 夫